⑵　提出場所　〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第一係　電話048―600―1800（内線2442又は2449）
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（提出期間内必着。）により提出すること。
ア　平成23・24年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　工事経歴書（下記７⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成23年９月30日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長（旧東京防衛施設局長を含む。）から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成８年度以降に、元請けとして、1,000ＫＶＡ以上の発電機の設置工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
イ　建設業法の電気工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、電気工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
９　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　共同企業体の名称は、「硫黄島㉓発電機等整備工事○○○・○○○・○○○建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次の通り物品の導入を予定しておりますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成23年９月９日
独立行政法人電子航法研究所
理事長　平澤　愛祥
◎調達機関番号　551　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　19
⑵　導入計画物品及び数量
実験用航空機　一式
⑶　調達方法　購入
⑷　導入予定時期　平成24年度
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
①　本航空機は、電子航法に関する試験、調査、研究及び開発の用に適合する航空機であること。
②　詳細は導入説明書による。
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提出期限　平成23年10月11日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒182―0012 東京都調布市深大寺東町７―42―23　独立行政法人電子航法研究所総務課契約係　電話0422―41―3476
３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成23年９月12日から平成23年10月11日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を下記の⑴の日時、及び下記⑵の場所において開催する。
⑴　開催日時　平成23年９月15日14時00分
⑵　開催場所　東京都調布市深大寺東町７―42―23　独立行政法人電子航法研究所　５号棟　電話0422―41―3476
５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。
６　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 19
⑵　Nature and quantity of the products to be Procured : Experimental aircraft 1 set.
⑶　Type of the procurement : purchase
⑷　Basic requirements of the procurement :
①　This system shall fit into use of electronic navigation research and development.
②　Detail is specified in Introduction Guide Book.
⑸　Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 00, 11 October 2011.
⑹　Contact point for the notice : Contract Section, General Affairs Division, Electronic Navigation Research Institute, Independent Administrative Institution, 7―42―23 Jindaijihigashi-machi, Chofu, Tokyo 182―0012, Japan. TEL 0422―41―3476

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成23年９月９日
独立行政法人国立国際医療研究センター
総長　桐野　高明